平成２３年（フ）第１４０号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティーハイツＡＴ1104号
債務者　瀧川喜久二
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
長崎県長崎市坂本２丁目２番28号
債務者　川原　良次
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　重紀
4　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
長崎県長崎市坂本２丁目２番28号
債務者　川原　明子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　重紀
4　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
岐阜県恵那市岩村町1623番地９、従前の住所岐阜県恵那市上矢作町下683番地　平岩若者住宅第Ｂ号
債務者　小木曽聡士
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４号
岐阜県中津川市中津川2310番地の10
債務者　末松　彰一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２１号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪1104番地
債務者　曽根　昭太
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３号
岐阜県恵那市三郷町佐々良木1499番地22、従前の住所岐阜県多治見市笠原町2455番地の127
債務者　木村　　忠
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５号
宮城県東松島市矢本字弘法34番地１、従前の住所宮城県桃生郡矢本町矢本字弘法34番地１
債務者　菊地　豊子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
北海道旭川市末広２条11丁目４番28号
債務者　岩佐　勝男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月13日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２６号
愛知県一宮市平和２丁目２番９号
債務者　岩瀬一二三
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５号
群馬県沼田市下川田町748番地６
債務者　中島美喜男
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第６号
群馬県沼田市下川田町748番地６
債務者　中島みよ子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
群馬県館林市緑町１丁目14番20号　グリーンタウン－２
債務者　澁谷小三郎
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５７号
静岡県掛川市上西郷4176番地の９
債務者　髙橋　広大
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２６９８号
愛知県春日井市知多町１丁目98番地　エナール知多102号
債務者　隅原美代子こと　成　　教洙
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部